（住宅用）

＜よくあるご質問＞

※クリックすると該当ページに遷移します。

○補助の対象について
○太陽光発電設備について
○蓄電池について
○HEMS について
○その他
○受付・提出書類について
○エネファームについて
○窓断熱について
○面的 ZEH について

【補助の対象について】

質問	回答
市外から引っ越してきたばかりだが補助対象になるか。	補助金の交付申請時に、申請の補助対象機器を設置した住居に居住されている場合は対象となります。
住んでいる場所（居住地）に機器を設置したが、住民票は別の住所になっている（滞納無し証明書の住所地と相違している）場合、補助対象となるか。	居住地に機器を設置した場合、補助対象となりますが、居住の実態を居住地に届いている郵便物の写し等で確認します。
移住のため、前もって機器を設置した場合は対象になるか。	補助金の交付申請時に、申請場所に居住されていない場合は対象となりません。移住後の申請は可能です。
補助対象経費の下限はあるか。	補助対象経費に下限はありません。ただし、1,000円未満の補助金額は切り捨てとなります。
国や県の補助金との併用はできるか。	併用可能です。
中古品（中古車）は対象か。	中古品（中古車）は対象外です。
リースによる機器導入の場合も補助対象となるか。対象の場合の申請者は誰か。	リースによる機器導入の場合も補助対象となります。 リースの場合の申請者は、貸主であるリース事業者です。
分譲共同住宅で機器を設置したいが補助金の対象か。	個人が設置する場合は住宅用、分譲共同住宅の管理組合が共用部に設置する場合は事業者用スマートエネルギー導入促進補助金の対象となります。 また、充電設備設置の場合は、自動車用スマートエネルギー導入促進補助金の対象です。 ただし、個人が分譲住宅の共用部に設置する場合は、管理組合の承諾書が必要です。

【受付・提出書類について】

質問	回答
提出した書類に不備があった場合はどうなるか。	申請書に記載の連絡先にご連絡しますので、修正又は追加の書類を提出してください。
割賦払いで購入したため、領収書がない。何を提出したらよいか。	申請者が契約者となっている割賦販売契約書の写しをご提出ください。その場合も現金支払部分については領収書が必要です。
添付書類で、機器導入場所や住宅の位置図とは、どのようなものか。	地図等に機器を設置した場所（住宅や事業所）を示したものです。
添付書類で、設置状況を示す配置図とは、どのようなものか。	建物や敷地内での機器の設置位置を示す図面です。 道路と建物の位置や、建物の形状、柱、ドアの位置を記載するなど、提出の写真と整合が取れるようにしてください。
他者所有の建築物及び土地に機器を導入する場合に提出する「承諾書」の「設置予定の建築物の形態」には何を記載すればよいか。	「建物の登記事項証明書」に記載している「構造」部分を記載してください。
電力受給開始日がわかる書類はどのようなものか。	中国電力ネットワーク株式会社が発行する「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」に記載されています。
中国電力ネットワーク株式会社が発行する「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」を紛失している場合、他に代替する書類はあるか。	再生可能エネルギー電子申請画面（設備認定申請画面）で電力受給開始日が確認できるページの写しをご提出ください。

質問	回答
機器の全体写真（当該住宅に設置されたことが確認できる写真）とはどのように撮ればいいか。	屋根の形状や壁の素材・色、周辺の景観などの組み合わせにより、設置場所の住宅に機器を設置したことがわかるように撮ってください。 一枚の写真で示すことが難しい場合は、以下のように複数の写真を組み合わせて、住宅と機器の関係を示してください。 【例 1】 施工前後の写真での組み合わせ 写真 A：機器設置予定箇所の写真 写真 B：機器設置後の写真（A と同じアングルで、日付を入れること ※1） ※1　機器を単体で写すのではなく、設置場所の住宅のどの部分に設置されたのかわかるように、近づきすぎない距離で撮影してください。 【例 2】 施工後の写真での組み合わせ 写真 A：機器と住宅の一部が写った写真（写りこんだ住宅の一部が、写真 B の住宅と同一であることがわかるもの ※2） 写真 B：設置場所の住宅がわかる写真（周辺の景観との組み合わせにより設置場所がわかるもの） ※2 必要に応じて、住宅正面から機器設置場所までを撮影したパノラマ写真や複数の写真を組み合わせる等により、住宅と機器の関係を示してください。
太陽電池モジュールが当該住宅に設置されたことが確認できる写真とは、どのように撮ればよいか。	離れた位置から撮り、屋根に太陽電池モジュールが載っていることが確認できるもの。屋根の形状や壁の色、周辺の建物などの組み合わせにより、その住宅に設置したことがわかるように撮ってください。

【太陽光発電設備について】

質問	回答
太陽光発電設備について、FIT（固定価格買取制度）による設備認定を受けているが対象か。	固定価格買取制度による設備認定の有無に関わらず対象です。
太陽光発電設備と太陽熱温水器を両方設置した場合は補助の対象となるか。	両方とも申請いただけます。
太陽光モジュールを庭に設置したが、補助金の対象になるか。	太陽光モジュールを庭やカーポート等に設置した場合でも、住宅に連携し使用されていれば対象です。 モジュール設置場所と住宅が連携していることがわかる配置図を提出してください。
ポータブルの太陽光発電設備は対象か。	補助要件として、太陽光発電設備は、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他附属機器で構成するものとしているため、条件を満たさないポータブルの太陽光発電設備は対象外です。

【エネファームについて】

質問	回答
エコキュートなどの給湯器は対象か。	給湯器はエネファームのみです。エコキュート、エコジョーズは補助対象ではありません。

【蓄電池について】

質問	回答
蓄電池の補助金額は、蓄電池容量１kWhあたり1.5万円となっているが、蓄電池容量の記載がメーカーによって異なっている。どの数字で認定するか。	家庭用蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の蓄電システム登録済製品一覧にある蓄電池容量をご確認ください。
ポータブル蓄電池は対象になるか。	家庭用蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が補助対象して登録している機器であることが要件であるため、登録されていない機器は対象外となります。

【窓断熱について】

質問	回答
「居室」とは、どのような部屋をさすか。 「居室」を１部屋含んだ場合、トイレ等はカウントしてもよいか。	要件としている「居室」とは、リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等、継続的に使用される部屋です。 「居室」以外の部屋については、壁やドアで区切られたトイレや浴室、縁側、廊下、階段等も１室とカウントします。なお、１，２階の廊下と階段が区切られていない場合は全てで１室とカウントします。
ふすま、障子、アコーディオンカーテン、ロールスクリーンで区切られた部屋は１室とカウントできるか。	壁やドアで区切られた部分を１室としているため、ふすま、障子で区切られた部屋は１室とカウントしますが、アコーディオンカーテン、ロールスクリーンで区切られた部屋は１室とカウントしません。
窓断熱の居室の一部に勝手口がある場合は、勝手口も断熱製品への変更が必要か。 また、勝手口を断熱製品に変更した場合は補助額の対象になるか。	勝手口は窓ではないため、変更は要件ではありませんし、補助対象でもありません。
窓断熱の必要書類の出荷証明書の代わりに性能証明書でもよいですか？	公益財団法人北海道環境財団が設定する製品型番または先進的窓リノベ事業に登録された機器の製品型番の記載があるもので、製造メーカーが発行した出荷証明書又は施工証明書が必要です。性能証明書では代替できません。

【HEMS について】

質問	回答
太陽光発電設備にモニターが付いているがHEMSとして補助対象になるか。	HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）とは、家庭内のエネルギー使用を「見える化」し、節約や効率的な利用を支援するシステムです。 本補助では、エネルギー使用量を計測・蓄積し「見える化」が図られており、「ECHONET Lite」規格を標準的インターフェースとして搭載されていれば補助対象となります。

【面的 ZEH について】

質問	回答
ZEH住宅を建てて、国のZEH補助金を受給したが、面的ZEHの対象になるか。	ZEH住宅については、住宅メーカー等が、事前に５区画以上ZEH住宅を建築する予定地として申請し、認定を受けている必要があります。建てられた住宅メーカー等に認定の有無をお尋ねください。 なお、面的ZEHの対象外の場合でも、太陽光発電設備、蓄電池等の個別機器について申請いただくことは可能です。

【その他】

質問	回答
機器の導入を検討しているが、どこに依頼するのがよいか。	補助金の紹介や申請手続きの支援を行っている市内の販売・施行業者を「おかやまスマエネ応援隊」として登録しています。支援の対象や内容は、事業者によって異なりますので、以下の URL からご確認ください。 https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/0000071160.html
家の光熱費等の見直しを検討しているが、何をしたらよいかわからない。	家庭の省エネ対策について安心して相談していただける無料相談窓口「おかやま家庭の省エネ対策相談窓口」を設置しているのでご活用ください。 https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/0000072811.html